

長野県環境審議会リニア中央新幹線騒音専門委員会設置要綱

令和元年 6 月 3 日制定

(設置)

第 1 条 環境基本法第16条第 2 項の規定により「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型」を指定するに当たり、リニア中央新幹線沿線の地域生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準の当てはめ方針について検討を行うため、長野県環境審議会にリニア中央新幹線騒音専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 専門委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行うものとする。

- (1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準を指定する範囲（軌道中心線からの幅）
- (2) 都市計画法に基づく用途地域以外の地域の類型当てはめ方針
- (3) その他地域類型指定に必要な事項

(組織)

第 3 条 専門委員会は、長野県環境基本条例（平成 8 年長野県条例第 13 号）第 29 条第 3 項の規定により任命された専門委員（以下「委員」という。）7 名以内をもって組織する。

(委員長)

第 4 条 専門委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 専門委員会は、長野県環境審議会会長に対し、書面をもって調査及び検討の結果を報告するものとする。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、長野県環境部水大気環境課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。